資料

人材ビジネス市場の拡大を牽引する派遣・請負

1. 「派遣」と「請負」の違い

規制緩和の進展などを背景に、人材ビジネスの市場は急速に拡大している。その牽引力となっているのが、派遣・請負。 契約、雇用関係、指揮命令関係で以下の図のように、二つの外部雇用の形態は性格を異にしている。

労働者派遣法では、「派遣」と「請負」を明確に区分している。「派遣」を自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させる(法第2条)と定義。「請負」は、労働の結果としての仕事の完成を目的とするもの(民法第632条)で、派遣との違いは注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じないという点にある。



1985年に制定された労働者派遣法は当初、3職種に派遣職種が限定されていたが、1996年に専門性の高い26職種までが認められ、1999年の改正ではさらに建設、警備、製造、医療などを除いた職種が認められた。また、昨年3月に施行された改正法では、1年に制限されていた派遣期間が最高3年まで延長することが可能になったことに加え、製造業務の派遣も解禁となり、製造業での活用や請負からの切り替えも進んでいる。

2. 労働者派遣の現況

厚生労働省が昨年2月に発表した「労働者派遣事業の平成14年度事業報告の集計結果」によると、派遣労働者数は前年に 比べ21.8%と大幅に伸び、213万人に達している。調査の概要は以下のとおり。

【概要】

1. 派遣労働者数

約213万人(対前年度比21.8%增)

常用換算派遣労働者数(注1)

約69万人(対前年度比13.3%増)

(1) 一般労働者派遣事業(注2)…常用雇用労働者187,813人(対前年度比19.3%増)

登録者1.791.060人(同 23.6%增)

- (2) 特定労働者派遣事業(注3)…常用雇用労働者150,781人(同 6.9%增)
- 2 派遣先件数 · · · 約36万件(対前年度比5.0%增)
- (1) 一般労働者派遣事業…338,439件(対前年度比5.8%增)
- (2) 特定労働者派遣事業…24,776件(同 4.4%減)
- 3 年間売上高 ・・・ 総額2兆2,472億円(対前年度比15.5%増)
- (1) 一般労働者派遣事業…1兆8,101億円(対前年度比16.0%増)
- (2) 特定労働者派遣事業…4,371億円(対前年度比13.4%増)
- 4 派遣料金(8時間換算)(注4)
- (1) 一般労働者派遣事業…15.838円 (平均)
- (2) 特定労働者派遣事業…23.844円 (平均)
- (注1) 「常用換算派遣労働者数」は、一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び常用雇用以外の労働者(常用換算)数並びに特定労働者派遣事業における派遣労働者数の合計。
- (注2) 一般労働者派遣事業は、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業(主として、登録型の労働者を派遣する事業)で、許可制 。
- (注3) 特定労働者派遣事業は、その事業の派遣労働者が常用雇用労働者のみである労働者派遣事業で、届出制。
- (注4) 「派遣料金」は労働者派遣の対価として派遣先から派遣元事業主に支払われるものである
- (参考1) 一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業(主として、登録型の労働者を派遣する事業)であり、許可制となっている。
- (参考2) 特定労働者派遣事業とは、その事業の派遣労働者が常用雇用労働者のみである労働者派遣事業であり、届出制となっている。